

健難発0305第1号
平成31年3月5日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 衛生主管部（局）長 殿
 { 中核市 }

厚生労働省健康局難病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「小児慢性特定疾病指定医の指定について」の一部改正について

小児慢性特定疾病医療支援の給付（小児慢性特定疾病医療費）に係る指定医の指定に係る手続きについては、「小児慢性特定疾病指定医の指定について」（平成26年12月11日付け雇児母発1211第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）の別紙「児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領」により通知しているところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、関係機関への周知を図られたい。

児童福祉法第 19 条の 3 第 1 項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領一部改正 新旧対照表

変更点は下線部

新				旧			
児童福祉法第 19 条の 3 第 1 項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領				児童福祉法第 19 条の 3 第 1 項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領			
第 1 ～第 9 (略)				第 1 ～第 9 (略)			
別表 1 ～別表 2 (略)				別表 1 ～別表 2 (略)			
(参考)				(参考)			
都道府県番号 (2 桁)		指定区分 (2 桁)		都道府県番号 (2 桁)		指定区分 (2 桁)	
1 ～47		01 専門医 02 研修		1 ～47		01 専門医 02 研修	
		最初 1 桁 都道府県～中核市区別 後 5 桁 管理用番号 1 ～99999				最初 1 桁 都道府県～中核市区別 後 5 桁 管理用番号 1 ～99999	
自治体名	都道府県 番号	指定区分	管理番号	自治体名	都道府県 番号	指定区分	管理番号
(略)				(略)			
山形県	06	01 or 02	1 00001～99999	山形県	06	01 or 02	1 00001～99999
<u>山形市</u>	<u>06</u>	<u>01 or 02</u>	<u>2 00001～99999</u>				
(略)				(略)			
福井県	18	01 or 02	1 00001～99999	福井県	18	01 or 02	1 00001～99999
<u>福井市</u>	<u>18</u>	<u>01 or 02</u>	<u>2 00001～99999</u>				

山梨県	19	01 or 02	1	00001~99999
<u>甲府市</u>	<u>19</u>	<u>01 or 02</u>	<u>2</u>	<u>00001~99999</u>
(略)				
大阪府	27	01 or 02	1	00001~99999
大阪市	27	01 or 02	2	00001~99999
堺市	27	01 or 02	3	00001~99999
高槻市	27	01 or 02	4	00001~99999
東大阪市	27	01 or 02	5	00001~99999
豊中市	27	01 or 02	6	00001~99999
枚方市	27	01 or 02	7	00001~99999
八尾市	27	01 or 02	8	00001~99999
<u>寝屋川市</u>	<u>27</u>	<u>01 or 02</u>	<u>9</u>	<u>00001~99999</u>
(略)				

山梨県	19	01 or 02	1	00001~99999
(略)				
大阪府	27	01 or 02	1	00001~99999
大阪市	27	01 or 02	2	00001~99999
堺市	27	01 or 02	3	00001~99999
高槻市	27	01 or 02	4	00001~99999
東大阪市	27	01 or 02	5	00001~99999
豊中市	27	01 or 02	6	00001~99999
枚方市	27	01 or 02	7	00001~99999
八尾市	27	01 or 02	8	00001~99999
(略)				